

自動車整備業におけるはさまれ巻き込まれ災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	15～16	作業場にて、200kgのドラム缶を転がして移動させる際、誤ってドラム缶の下に右足を入れ、ドラム缶のふちで右足甲を踏んだ状態となり受傷した。	24	—
1	19～20	工事内で、フレーム修正機で作業中に誤ってジャッキのスイッチを押してしまい、車が下がり、頭を挟んだ。	30～49	30
1	15～16	整備車両を積載車両（レッカー）で搬送し、搭載していた車を降ろす作業にて、被災者が搭載車にフックがかかったワイヤーを左手で弛みをとるため、引っ張っていたとき、その動作に気がつかず同行者が搭載車のブレーキを解除して車が下がり、ワイヤーに引っ張られ、荷台右角の滑車に左手を挟み中指第一関節と人差し指先端を切断した。	66～79	10
2	14～15	工場内にて、走行中の異音が発生する車両（普通乗用車）の現象確認をするために車両をジャッキアップしリジットラックにて車両4輪を支え、リフトアップした状態で寝板を使用し、車両下側に入り点検作業中、可動しているプロペラシャフトに被災者が着用しているダウンジャケットが挟まり左腕部が巻き込まれる状態になり負傷したものである。	62～79	30
2	9～10	3人で軽トラックの荷台に鉄くず（車ドア）を積み込んでいたところ、その積荷が予定外に傾きだし、それらに押される状態となった。その際に左足ふくらはぎを荷台あたりと鉄くずに挟まれて左足を受傷した。	67～79	10
2	14～15	弊社工場内において、大型トレーラーのマキシチャンバーブレーキのエア漏れ修理を行っていた際、エアホースよりエア漏れが生じた。その際右手でマキシチャン	68～79	30

		バーを保持しており、マキシチャンバーに薬指を挟まれ骨折したものである。		49
3	20~21	自社工場内において、ハンマーを使って鉄板を伸ばす作業をしていたところ、鉄板を押さえていた左手小指を誤ってハンマーで叩いてしまい負傷した。その後も就業を続けていたが、患部にばい菌が入り手術が必要となった。	36	~ 99
4	9~ 10	当社第二工場でフックロール車の昇降不良整備のため本人と同僚の2名で動作確認をしていた。同僚は昇降ボタンを操作して、本人は昇降動作の確認のため摺動部分にあるセンサーに左手を当てていた。同僚が声がけをし同意を得ているものと思い込み、フックロールを作動させたところ、本人の左手が上下に作動するレバーに挟まり、左手中指と薬指を負傷した。	64	~ 29
5	9~ 10	工場内でトラックの修理をするため、あおりのヒンジに注油をし、締める時に誤って指を挟んだ。	53	~ 9
5	9~ 10	整備工場にて卓上ボール盤でアルミの板に穴をあける作業中、軍手をしていた右手でアルミ板の位置を修正しようとしたところ、誤ってドリルに触れ、軍手が右手の指ごと巻き込まれた。	18	~ 99
5	9~ 10	自社工場内において2tトラックの車検準備中、車をジャッキアップし、車体を支える為の器具リジットラックを立てていたところ、ジャッキを掛ける場所がずれていた為ジャッキが外れ、リジットラックと車体の間に左手人差し指と中指を挟んでしまい、粉碎骨折をした。	36	~ 9
6	16~ 17	社内の作業場にて車両のファンベルトのゆるみの点検中、エンジン始動の合図が聞きとれず、クーラーベルト及びプーリに左手の指が接触し、中指と薬指の上部を負傷した。	70	~ 29
6	16~ 17	路上で、シフト故障で走行出来ない車両をレッカー車にて搬送する為、故障車とレッカー車を連結する際、連結部に手を置いたままの状態です連結スイッチを動かし、連結部に手を挟んでしまい、右中指と右示指を負傷した。(一人作業)	19	~ 29
	10~	工場内で車検整備中、左足周りのキングピンにサビがあり、キングピンを固定しているクサビボルトを取り外そうとしていたら、ボルトが固着していたため、電動ド		1

6	11	リルを使い、ボルトを削り取る作業中、ドリルの刃が噛み込み、その反動で電動ドリル自体が逆転してしまい、握っていた左手が回されて指が離れなかった。そのため、指が曲がったままだったので折れしまった。	49	～ 9
7	13～ 14	会社の車検整備工場内で、車検整備車両のタイヤを取り付けの際ホイールの穴に指を入れた状態でホイールを回した為、左手人差し指がブレーキキャリパーとホイールに挟まれ左手人差し指を負傷した。	31	～ 29
7	14～ 15	フォークリフト工場内の作業場において、ハンドリフトの修理中、ハンドリフトの向きを変えるときに指を挟んでしまった（右手中指、薬指）。90度に起こして作業後、右手指を本体とジャッキの上部の隙間に入れて挟んでしまったものである（本体を起したときにピストンが下降し、隙間が無くなる）。	44	～ 9
7	13～ 14	当社自動車整備工場内で、整備員2人がトラックの点検をしていた。この内1人は運転席に座り、被災者であるもう1人はトラックの後ろに立っていた。運転席にいた整備員がバックライトの点検をするため何らかの操作（クラッチを踏んだギアを入れた、又はセルを回した等）をしたとき、トラックが急にバックしてきて、その後ろに立っていた被災者が後方に止まっていたトラックとの間に挟まれた。	42	～ 29
9	16～ 17	当社工場にて、大型ダンプに取り付ける鉄板を電気ドリルで穴あけ加工中、電動ドリルの調子が悪く、電源を切って電気ドリルのチャックを締めていた際、誤って電源を入れてしまい、右手が電気ドリルのチャックに巻き込まれ負傷したもの。	37	～ 29
10	13～ 14	当社工場内に於いて、修理車両のテールゲートのダンパー交換作業中、左側ダンパーを取り外した時、テールゲート（重量約50kg）が閉まり、ボディとテールゲートの間に誤って右腕を挟まれ負傷したもの。 ※通常手順はテールゲートの落下を防止する工具を使用して行う作業だが、工具を使用せず手で支えて作業を行い、重さに耐えきれず挟まれた。	27	～ 29
10	11～ 12	工場内においてトレーラーの荷台床補修作業を実施していた際、床板を全てはがしてフレームと桁のみの状態で作業中、本来は足場板を固定した上で作業を行うところ、固定せずに左手に工具を持ったまま移動し、バランスを崩して落下した。1m程度の高さの為、両足で着地したが、工具を握ったままの左手をフレームに強くぶつけてしまった。その際に左手薬指と小指がフレームと工具の間に挟まれ骨折し	20	～ 99

		た。		
11	15～ 16	事業場内で、車を運ぶキャリアカーの点検のため、キャリアカーの1階部分に立っていた時、前部フロアの2階部分が上がり、そのフロアに持ち上げられ、上に上がっていた後部2階フロアとの間に挟まれ負傷した。	30 31	～ 49

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to : [https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_09.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html)